

(2) 地震発生時における教職員の非常配備計画

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	校長，教頭の2者で、災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 (地域災害対策担当課、消防署、学校施設警備会社等からの情報収集、学校施設の状況把握等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。
特別警戒配備	校長，教頭の2者で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、特別警戒体制に移行できる体制とする。(学校施設の被害状況の把握、通常の教育活動が実施可能か検討、被害状況の報告、教育活動実施に向けた対応や授業開始の変更及び臨時休業等が必要な場合の緊急連絡の対応等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。
特別警戒体制	校長，教頭，教務主任で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度5強の地震が観測されたとき。 2 学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。
災害対策本部体制	全職員で、組織及び機能の全てを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。